

【令和３年第４回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和３年１２月１５日 まちづくり委員長 露木 明美

○「議案第１６０号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（まちづくり局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

＊住宅の品質確保の促進等に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正による本市の住宅事業に及ぼす影響について

それぞれの法改正によって、認定手続の合理化が図られ、また、長期優良型総合設計による容積率の割増しを特例で認めることが可能となる。また、長期優良住宅の認定については、法改正前は新築及び増改築のみ認められていたが、今後は建築行為を伴わないリフォーム等についても認定の対象となるため、本市においても性能を高めた住宅を普及していきたいと考えている。

＊リフォームに対する本市の施策について

これまでも修繕に対する助成金制度は存在していたが、今回の法改正によってリフォームの面からも長期優良住宅の促進が図られるものと考えている。

＊長期優良型総合設計による容積率の制限の緩和による影響について

総合設計制度と同様に、周辺の環境に配慮し、公開空地を確保することで緩和が適用されるため、今回の改正による影響は発生しないものと考えている。

＊審査手数料の値上げの根拠について

国からの通知において、行政庁が行う審査項目が増えたことに伴う具体的な審査時間が示されており、その数値を基に審査手数料を算出した。

＊長期優良住宅の認定に係る申請方法について

長期優良住宅の認定については、本市に申請することになるが、申請前に、手続に必要な認定に係る技術的審査を登録住宅性能評価機関で実施する必要がある。

＊本市における長期優良住宅の認定数について

平成２１年度から長期優良住宅の認定が開始され、これまでに７，４００件程度の認定があり、年平均５７０件程度である。

《意見》

＊リフォーム需要が高まる中、本市の経済の活性化に結び付けるため、市内業者の利用が拡充されるような助成制度の創設などを検討してほしい。

＊トイレや浴室が改修されないまま残されている市営住宅では、改修を希望する住民が多数存在するため、対応を検討してほしい。

＊制度の認知度が低いと感じているため、広報について今後積極的に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１７４号 川崎市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 大師橋駅の名称変更の時期について

産業道路駅から大師橋駅への駅名の変更は、令和２年３月に実施しているが、自転車等駐車場の名称については、事務負担の軽減を勘案するとともに、新たな指定管理者の指定期間に合わせるため、今定例会での改正となったものである。

* 本条例改正に伴う定期利用のシールの張り替えについて

本条例改正に合わせて、自転車等駐車場の指定管理者も変更となるが、定期利用のシールに指定管理者の名称が記載されているため、シールの張り替えが必要となる。

《意見》

- * 定期利用の期間中にシールの張り替えが必要となり、利用者に一定の負担を掛けることになるため、利用者に対する周知を適切に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１８０号 市営自転車等駐車場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市役所通りの駐輪場における使用不可のラックについて

市役所通りの駐輪場については、１８台のラックが使用不可の状態であるが、現在、指定管理者が修理の手配を行っている。また、今後については、次期指定管理者から迅速かつ柔軟な修繕計画の提案がなされており、本市としても適切に管理運営が行われるよう指導していきたいと考えている。

* 市役所通りの駐輪場におけるラックの間隔について

ラックの間隔が狭いエリアが一部あるため、施設の全体改修に合わせ、利用しやすい駐輪環境の整備に向けて、ラックの間隔を広げることなどを協議していきたい。

* 市役所通りの駐輪場における利用料金について

市役所通りの駐輪場の利用料金については、次期指定管理者から駅に近いエリアは現行料金を維持し、駅から離れたエリアは料金を値下げする提案がなされているため、次期指定管理者が指定された後に、適切な料金設定について協議を行っていきたいと考えている。

* 指定管理者が管理する施設数について

指定管理者が管理する施設数については、南部ブロックは４６施設、中部ブロックは４１施設、北部ブロックは６１施設である。

* 市営自転車等駐車場の管理方法について

次期指定管理者から施設の機械化を図り、管理員が常駐しない施設を増やしていく方針が提案されている。

* 指定管理者から本市への納付額の変更について

第１期及び第２期の指定管理期間については、利用料金に一定割合を乗じた金

額が納付されている。新型コロナウイルス感染症の影響によって、納付が困難な状況があったため、第3期の指定管理期間については、指定管理者が赤字にならないよう、利用料金の額に応じて、利用料金に乗じる割合が5段階で変動する方式を採用する予定である。

*** 市営自転車等駐車場における思いやりゾーンへの考えについて**

管理員が常駐している施設については思いやりゾーンを設置するように要求している。今後、指定管理者とは、管理員が常駐していない施設についても思いやりゾーンを増設する方向で協議していきたいと考えている。

*** 利用料金の納付方法について**

定期利用は、精算機での現金納付に加えてオンライン納付が可能であり、管理員が常駐している施設については、窓口での納付も可能である。一時利用は、精算機での現金納付に加えて交通系ＩＣカードでの納付等が可能である。なお、次期指定管理者からは二次元コード等による納付の導入が提案されている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第181号 大師公園、桜川球場、池上新田球場及び小田球場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 新たに3つの球場を対象とした理由について**

地域を一体で管理できるメリットがあることや、平日昼間の球場の有効活用が図られることを想定し、3つの球場を新たに対象としたものである。

*** 次期指定管理者の本市における都市公園の管理運営全般の実績について**

本市において、大師公園及び緑化センターの指定管理業務の実績がある。

*** 次期指定管理者の詳細について**

次期指定管理者に対して東急不動産が99.9%出資している。また、次期指定管理者は東急リゾーツ&ステイとの共同事業体として、川崎国際生田緑地ゴルフ場の管理委託を受託している。なお、平成29年度に局長級が当該法人へ1人就職している。

*** 指定管理者制度導入に伴う球場の予約方法の変更について**

球場の予約方法に変更はなく、これまでと同様、利用者調整会議の対象となっている。なお、料金の支払方法については、市への納付から指定管理者への納付に変更となる。また、次期指定管理者からは、チケットの事前購入方式の導入が提案されているが、利用者への影響が出ないように調整していきたいと考えている。

*** 指定管理者制度導入に伴う利用料金の変更について**

本条例の改正内容に利用料金の変更は含まれていないが、次期指定管理者からの提案によっては、平日の時間帯の料金が下がる可能性がある。

*** 事業者選定における申請団体の評価について**

川崎市公園緑地協会から提案された事業計画等は一定の評価基準を満たすも

のであったが、更に高い評価点を獲得した団体が他にいたため、結果として川崎市公園緑地協会が選定されなかったものと認識している。

*** 指定管理者選定評価委員会委員の現地への視察について**

審査に当たり、委員会による現地への視察は実施していないが、各委員は施設の状況を理解しており、一部の委員については自主的に視察を実施していたとのことである。現地の状況を確認することは重要であると認識しているため、今後は積極的に委員に対し、現地への視察を促していきたいと考えている。

*** 駐車場の利用料金について**

条例の範囲内で次期指定管理者が利用料金を決定することとなるが、具体的な金額の提示がないため、今後、次期指定管理者と協議していくこととなる。

*** 大師公園のトイレ改善プロジェクトにおける臭気対策について**

大師公園のトイレについては、和式便所を洋式便所に変更する取組を実施しており、現在までに、園内の9基の和式便所のうち、5基を洋式便所に変更している。次期指定管理者からは、トイレの臭気に対する取組が提案されている。

*** 大師公園のプールの管理について**

市内4か所のプールについては、一括して委託を発注しているため、大師公園のプールは指定管理業務には含まれていない。プールは開園時期が夏場に限定されているため、指定管理ではなく委託での管理手法を採用している。

*** 大師公園内に花が少ない理由について**

小学校児童や近隣の障害者施設などが共同で花植え等を実施していたが、コロナ禍で活動ができていないことが花の少ない要因の一つと考えている。これまで指定管理業務の仕様書に花に関する業務水準を定めていなかったが、次期指定管理者からは花に関する取組の提案がなされているため、今後は改善されると思っている。

*** 大師公園内の噴水及びカナルの運用について**

現在、11月から4月までの期間は噴水及びカナルの運用を停止している。当該運用を開始した時期については不明であるが、指定管理者制度が導入された平成18年以前から同様の状況であることを確認している。

*** 大師公園の管理における道路公園センターの役割について**

現在、指定管理者の管理状況について適宜確認を行っているが、今後もモニタリングを通じて指導、助言を行い、管理が適正に行われるように働きかけをしたいと考えている。

*** 野球大会参加チームへの事前練習場の提供について**

球場の利用調整については市民文化局が行っているため、具体的な内容は把握していないが、担当局と情報共有を図り適切に対応していきたい。

《意見》

*** 川崎市公園緑地協会が公園管理・緑地保全のノウハウを最大限いかし、主導的な立場を担えるよう適切に支援してほしい。**

*** 公園管理については、最終的に市が責任を負うべきであると考えている。事業者を適切に指導するため、公園管理のノウハウを庁内で継承できるような体制を構築**

してほしい。

- * 他の球場において芝と土の間に段差ができ、競技に支障が出ている例があるため、事業計画に記載されている質の高い野球場管理を実現することに関して、しっかり実行されるよう本市から次期指定管理者へ要望してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第182号 多摩川緑地バーベキュー広場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者の構成員が変更された理由について

以前はバーベキュー広場の区画の提供が主な事業であったが、手ぶらでバーベキュー広場を利用したいというニーズに応えるため、バーベキュー道具のレンタル事業を担える構成員を追加したものである。

* 近隣商店等との連携について

現在の指定管理業務においても、近隣商店街の店舗のバーベキュー広場への出店や、軽自動車の荷台を利用した飲食物の販売などを行っている。

* 食肉業界へのアプローチについて

指定管理者によるアプローチの状況については把握していないが、地元の食肉業界との連携は可能な限り実現されるよう働きかけたいと考えている。

* 申請団体の名称設定に係る制限について

共同事業体の名称について特段制限があるわけではないため、2つの団体の名称が酷似していることについて調整を行っていないが、審査の際には委員が判別しやすいよう配慮を行った。

* 地域住民及び利用者からの意見について

平成29年より毎年3月に地域住民との連絡会議を開催している。また、「利用者・近隣住民アンケート」も毎年実施している。地域住民や利用者からは、「以前は迷惑行為が多かったが、最近は改善されている」、「新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと行ってほしい」、「地元向けのイベントを開催してほしい」等の意見が寄せられている。

* 次期指定管理者に対する評価について

バーベキュー広場における利用人数の制限や、事前予約の段階での人数把握が評価されていると考えている。

* バーベキュー広場運営における消防局等との連携について

万が一の事故等に備えて、地元消防団と連携した訓練や消防局の指導による研修を実施している。

* 危機管理対策に関するマニュアルについて

警報発令時の行動等を定めたマニュアルを策定している。また、現地では常時気象情報や多摩川の水位を確認しており、過去には警報発令前に避難を実施した事例がある。

* 指定管理者の収入の内訳について

収入区分のうち利用料金については、条例で定めている一人当たり５００円という金額から算定している。その他の収入については、プレミアムコーナーやグランピングコーナーなどを設けて利用者の利便性等を高め、利用料金以上の金額の支払いがあったものを算定している。なお、余剰金については、地元へ還元する方針があり、イベントに対する物資の提供等に活用した実績がある。

《意見》

＊地元の事業者や商店街等がメリットを感じ、指定管理者と地域住民との連携による恩恵を利用者も享受できるよう、次期指定管理者には地域住民等と良い関係性を築いてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第１８３号 市道路線の認定及び廃止について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第２３号 「等々力球場の北側を通る代替道路の整備」を求めることに関する請願」

《請願の要旨》

現在の中央園路と同機能の車両が通行できる新中央園路として「等々力球場の北側を通る代替園路の整備」の実行を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

中央園路とは、等々力緑地の北側中央部分から緑地内を南北に貫き、等々力球場と等々力陸上競技場の間を通る園路であり、道路法上の道路とは異なるが、Ｊリーグ開催時などを除き、一般車両が通行できる園路として供用している状況である。代替園路とは、請願において、廃道する中央園路の代わりに整備を求められている等々力球場の北側を通り南西へ抜ける園路である。

平成２３年３月、川崎市域を代表する総合公園として、安全・安心と防災の観点からまとまりのある空間、にぎわいの場、たまりの場、防災の機能を備えた広場を整備するために、中央園路の再編の検討、調整を進めることを盛り込んだ等々力緑地再編整備実施計画を策定し、また同年１１月には等々力陸上競技場整備計画により、中央園路の廃止に向けた調整を開始した。このような市の動きに対し、平成２４年６月には、地域住民から提出された「請願第４１号 「等々力緑地再編整備実施計画」と「等々力陸上競技場整備計画」に伴い廃止予告された、「等々力地区幹線生活道路を存続させること」に関する請願」が審査され継続審査となり、その後、等々力町内会と調整を行った結果、同年１０月に本市から等々力町内会に対して「等々力緑地再編整備に関する確認書」を回答した。確認書の内容は、「硬式野球場整備後に野球場北側に車両の通行が可能な園路を整備すること」、「代替園路については、車両及び公園利用者がそれぞれ安全に利用できる形態として整備すること」、「代替園路については、周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両が通行することを基本とし、イベント

時の通行止めなど、運用方法については、周辺町内会や施設利用団体の皆様と協議を行いながら検討すること」などであった。

本市としては、代替園路の整備に関しては、周辺の住民及び公園管理車両が通行することを基本と考えていることから、平成28年12月に、その他の一般車両が代替園路に流入することを抑制する出入口の形態案を示したが、地域住民以外も自由に通行できる園路を求める等々力町内会との間で条件面で折り合いがつかなかった。一方、平成29年度から、民間活用による等々力緑地の更なる魅力向上に向けた取組として、都市公園法の改正の趣旨を踏まえた公園内施設の一体的・横断的な維持管理・利活用に関する検討が開始され、さらに、平成30年の等々力緑地のマーケットサウンディングや平成31年のPFI法に基づく等々力緑地再編整備・運営等に係る民間提案など、民間活力の導入に向けた取組が進められる中で、外周園路の整備を含めたより良い緑地内動線についても検討がなされてきた。

令和3年5月27日の第1回請願審査を受け、令和3年6月10日に等々力町内会に対し、計画改定骨子案について説明し、6月30日に、代替園路の整備計画を見直すことや計画改定のスケジュールなどを盛り込んだ「等々力緑地再編整備事業について」の文書を町内会に送付し、内容の説明を行った。

以上のような経過から、本市としては等々力緑地の目指すべき将来像を実現するためには、代替園路整備を取りやめ、外周園路を整備することが最適であると判断したところである。引き続き、再編整備事業の推進に向けて、事業進捗に応じた丁寧な説明や、意見交換を行っていきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 園路と公道の違いについて

園路は公園内の道路であり、公園管理者が管理することとなる。一方で、公道は道路法上に位置付ける道路となり、道路管理者が管理することとなる。

* 中央園路の市道認定及び廃止について

安全・安心及び防災の観点からまとまりのある空間を整備するため、中央園路の再編を進める過程で平成24年9月に道路法上の道路の認定を廃止した。なお、補助陸上競技場から多摩沿線道路までの園路については公道とする必要があったため、改めて認定の手続を行った。

* 補助陸上競技場から小杉神社までの園路の扱いについて

公道ではなく、園路という扱いで公園管理者が管理している。なお、通常時は誰でも通行できるようになっているが、現段階で通行等に支障が生じているなどの問題は認識していない。

* 補助陸上競技場から小杉神社までの園路で事故が発生した際の対応について

事前に警察と協議、調整を行っており、公道ではないが、交通事故が発生した場合は道路交通法の適用が可能であり、駐車禁止等の手続に関しては警察が対応することを確認している。なお、事故の原因にもよるが、本市にも園路の管理者としての責任はあると考えている。

* 中央園路の利用を今後も継続することに対する考えについて

改定骨子案で示したとおり、歩車分離を念頭に置いているため、中央園路のあ

る箇所については広場としての活用を考えている。

*** 中央園路の廃止後の車両通行等の扱いについて**

道路としての形態はなくなるが、施設管理車両は通行できるように整備する。
なお、広域避難場所の指定や防災機能が位置付けられていることも考慮に入れながら整備していくことになる。

*** 通勤・通学での等々力緑地内の通行について**

歩行者についての制限はないため、徒歩による通勤・通学での利用は可能である。
なお、歩道としての整備は行わない予定である。

*** 公園内を通学路とすることについて**

教育委員会から公園内を通学路に指定することは可能との回答を得ている。
また、公園内を通学路に指定している具体的な事例については把握していないが、現在の中央園路は通学路に指定されており、中央園路が廃止となった際は公園内を通学路に指定するものと思われる。

*** 中央園路の廃止後における通学路の防犯対策について**

防犯対策に関しては地域住民や利用者の方々から御意見をいただいているため、子どもの安全対策の面からも夜間の照明や施設管理用のカメラの設置を検討していきたい。

*** 公園内の自転車での通行の扱いについて**

公園内の自転車の通行は特段制限を設けてはいないが、公園利用者の安全面を考慮すると、今後は自転車の通行の扱いについて検討していく必要があると考えている。

*** 代替園路を整備しない方針とした理由について**

平成29年の都市公園法の改正の趣旨を踏まえ、民間活用による等々力緑地の更なる魅力向上に向けて、サウンディング調査やPFIに基づく民間提案の取組を進める中で、安全・安心な空間の確保や公園中央の分断の解消などを検討した結果、緑地内の円滑な動線の確保には、一般車両が通行する道路は好ましくないと判断したため、代替園路の整備を取りやめ、外周園路を新たに整備する方針とした。

*** 外周園路の整備と将来的に事業化を検討するエリアの整備の整合性について**

現在の公園と将来的に事業化を検討するエリアの間に外周園路を整備することになるが、当該エリアが事業化されると結果的に緑地内に園路ができ、公園が分断されることが想定される。

しかし、外周園路を整備しない場合、多摩沿線道路が車両の移動動線となり、周辺の利便性等に支障が出るため、外周園路を公の利用とすることは問題ないと考えている。また、将来的に当該エリアを公園区域として整備することになれば、外周園路をその時点で廃止することは可能であると考えている。

*** 外周園路の整備における良好な緑地環境の保全について**

外周園路の整備箇所には現在樹木があるため、伐採が必要である。樹木の健全度調査を行ったが、移植は難しいことが判明しており、新たな樹木を植えることで緑の充実を図り、「緑と水の再編」を実現していきたいと考えている。

*** 代替園路と外周園路における整備費用の比較について**

実際に比較は行っていないが、代替園路には樹木はなく、外周園路には樹木があるため、外周園路を整備する際には樹木の撤去費用等が必要となると考えている。

*** 代替園路の整備による公園の分断について**

代替園路の位置にオープンスペースとして広場を整備するため、代替園路を整備した場合には広場が分断されてしまうことになる。なお、広場における歩行者の通り抜けは可能である。

*** 防災の観点における園路の整備について**

陸上競技場のメインスタンドや等々力球場に防災備蓄倉庫の機能を持たせ、また、災害時等の緊急物資の荷さばき等の活動に利用するため、等々力球場と陸上競技場の間に防災に寄与するような広場を整備することが平成23年時点の計画の中に示されている。中央園路が現在のまま存続した場合、想定されている防災機能の支障となることが考えられる。

*** 確認書を作成した際の経過について**

当時、中央園路の存続を求める請願が出されており、代替園路を地域住民が使用できるように調整していく考えを町内会へ説明していた。よって、担当課と地域住民の間での調整の経過があった上で確認書を作成しており、市長の独断で作成したものではない。

*** 確認書の現在の取扱いについて**

計画の改定に向けた手続が進んでいるが、確認書については取り消されていないものと認識している。本市の考えについて、改定骨子案の中で改めて意思表示をしている。

*** 確認書の見解に変更があることへの考えについて**

今回示している改定骨子案については、市長を含めて組織として整理をして承されたものである。確認書の見解に変更があることについては、文書による回答を含めて、必要に応じて本市の考え方を示すことを検討したいと考えている。

*** 確認書の法的拘束力について**

いわゆる契約書のような法的な履行義務はないが、市長名で発出している文書であるため、行政としての責任は免れないものと認識している。一方で、平成22年に策定した計画の変更を検討する中で、確認書の内容が計画の方向性にそぐわなくなり、現在のような状況に至ったものである。今後については、町内会の理解が得られるよう外周園路を整備する方向で取組を進めていきたいと考えている。

*** 地元町内会との協議が平行線となっていた確認書の項目について**

確認書の「代替園路については、周辺にお住まいの皆様及び公園管理車両が通行することを基本」という部分は、その他の一般車両が通行することは難しいことを表しているが、町内会の要望は、誰でも、どんな車両でも通れる園路として整備することであるため、協議が平行線となっていた。

*** 現市長名による文書での回答の有無について**

改定骨子案の検討と並行して、町内会と調整してきた経緯があり、やり取りは継続して行ってきたため、現市長名による文書での回答は行っていなかったが、改定骨子案の公表に伴い、本市の方針として代替園路の整備を取りやめ、外周園路を整備する考え方が改めて確認されたため、6月中に現市長名による文書を発出した。

*** 町内会への説明経過について**

改定骨子案にも示されているとおり、中央園路と同等の規模の園路を釣池の北側に整備することで、緊急車両や宅配業者等が余裕をもって通行可能となるため、地域の全体的な安全性や生活環境の改善が実現されることについて、周辺の町内会に対して説明を行ってきた。今回の改定骨子案の公表を契機として、今後も代替園路ではなく、外周園路の整備で対応することを説明していく方向性である。

*** 今後の地元町内会との関係の在り方について**

改定骨子案の公表以降、電話による説明や対面の説明会を複数回行っており、今回の請願に関する御意見以外にも等々力緑地全般についての御意見を伺っている。緑地内の清掃活動や維持管理に日頃より協力していただいているため、今後も課題や将来的な再編整備に向けた考え方を共有していきたいと考えている。

《意見》

- * 市民に対する情報の提供については配慮すべき点が多くある。改定骨子案に対するパブリックコメントなどの意見を受けて、これ以上混乱を招かないように町内会等としっかり向き合い、適切な情報共有に努めてほしい。
- * 地域からの強い要望があるが、一度決まった方向性が転換されないよう、庁内で方向性をまとめて改定骨子案の思いや理由を、エビデンスをもって改めて説明してほしい。
- * 等々力緑地周辺の住民に対して等々力緑地再編整備実施計画のメリット・デメリットをしっかりと説明すべきである。これまでも継続的な説明や対応をしていると思われるが、引き続き丁寧な説明を行うよう努めてほしい。
- * 現在でもフロンターレの試合の日は中央園路を車両通行止めにし、町内会の協力を得て地域住民の車の利用を控えてもらっている。また、地域住民は、清掃活動や除草活動等を通して、等々力緑地の保全に協力していただいているため、等々力緑地再編整備に当たっては地域住民の意向に十分配慮してほしい。
- * 今後も地域住民との良好な関係を維持していくことに加えて、等々力緑地再編整備によって地域の発展に貢献できるような計画となるよう取組を進めてほしい。
- * 外周園路を整備する際に樹木を伐採することになるが、公園全体の緑被率が適正に保たれるように留意してほしい。
- * 等々力緑地内での自転車の乗り方のマナーが課題となっているため、公園内での自転車と歩行者のすみ分けが視覚的に分かるように工夫してほしい。

《取り扱い》

- ・等々力緑地再編整備実施計画において、中央園路については廃止し、外周園路を整

備していくという方向性が示されており、請願の願意が既に実現不可能な状況であるため、本請願は不採択とすべきである。

- ・引き続き等々力緑地の再編整備については近隣町内会の協力が不可欠であるため、良好な関係を維持してほしい。一方、町内会宛てに市長名で請願の願意と相反する内容の文書が改めて提出された状況を鑑みると、本請願は不採択とすべきである。
- ・緑地内の通行に関する安全対策を今後しっかり講じていくことで、最低限住民の方々の懸念を払拭できるような説明があり、また、市長名の文書発出後に住民の方々へ説明が複数回なされ、一定の合意を得ているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・約１０年間にわたって代替園路の設置を期待していた町内会の方々の熱い思いを考えると非常に残念ではあるが、実施計画の方針として代替道路の整備は難しいということも理解するため、本請願は不採択とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択